

注記事項

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- | | |
|-----------|---|
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| その他有価証券 | 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法
時価のないものは移動平均法による原価法 |
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|---------------|--|
| 主たる商品 | 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。 |
| 店舗の生鮮食品および貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。 |
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- | | |
|--------|--|
| 有形固定資産 | 器具備品は定率法。その他の有形固定資産は定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 7～38年、構築物 10～20年、機械装置 5～17年、器具備品 5～20年 |
| リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法 |
| 無形固定資産 | ソフトウェア（自生協利用）については、利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
| 長期前払費用 | 定額法 |
- (4) 引当金の計上基準
- | | |
|---------|---|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。 |
| ポイント引当金 | 組合員に付与したポイントの使用に備えるため、期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。 |
| 賞与引当金 | 職員の賞与の支給に備えるために来期の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。 |
| 退職給付引当金 | 職員の退職により支給する退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、翌事業年度から10年定額で費用処理しています。
過去勤務費用は、発生事業年度から10年定額で費用処理しています。
会計基準変更時差異は、発生事業年度から15年定額で費用処理しています。
正規職員（専任職）については、簡便法による期末自己都合退職要支給額を計上しています。 |
- (5) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。
- (6) 貸借対照表、損益計算書、注記事項、附属明細書の金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

資金決済に関する法律に基づき、店舗プリペイドカード（ほぺたんカード）に対する発行保証金10,000千円を法務局に供託しています。

(2) 保証債務等

コープデリ生活協同組合連合会 3,905,277 千円 日本生活協同組合連合会に対する仕入債務（連帯保証）

(3) 連合会に対する債権・債務

短期貸付金	313,400 千円
未収金	118,581 千円
立替金	12,127 千円
長期貸付金	1,769,100 千円
買掛金	3,678,174 千円
未払金	394,398 千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 連合会にかかわる取引高

仕入高	33,803,416 千円
分担費	675,984 千円
事業広報費	612,374 千円
委託料	333,412 千円
消耗品費	203,677 千円
その他	326,224 千円

(2) 特別損益

①受取保険金の内容は、次のとおりです。

台風19号被災に関する受取保険金 101,971 千円

②資産除去債務履行差額の内容は、次のとおりです。

諏訪センター 24,920 千円

安曇野ショッピングセンター 43,962 千円

③固定資産売却益の内容は、次のとおりです。

建物 733 千円

構築物 181 千円

機械装置 60 千円

器具備品 30 千円

④固定資産除却損の内容は、次のとおりです。

建物 120 千円

構築物 189 千円

器具備品 210 千円

機器撤去費用 445 千円

(3) 法人税等

法人税等には、法人税、地方法人税、住民税、特別法人事業税および事業税を計上しています。

(4) 教育事業等繰越金

当期首繰越剰余金には、前事業年度の剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金 60,000 千円が含まれています。

4. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

正規職員（専任職）を除く正規職員の退職の退職給付に備えるため、退職一時金制度および確定給付型企业年金制度（日生協企業年金基金第1制度および日生協企業年金基金第2制度）を採用しています。

なお、正規職員（専任職）は退職一時金制度のみを採用しています。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,970,103	千円
勤務費用	116,850	千円
利息費用	14,703	千円
数理計算上の差異の当期発生額	△34,223	千円
退職給付の支払額	△46,896	千円
期末における退職給付債務	3,020,537	千円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,581,896	千円
期待運用収益	15,818	千円
数理計算上の差異の当期発生額	67,204	千円
事業主からの拠出額	45,093	千円
退職給付の支払額	△19,293	千円
期末における年金資産	1,690,720	千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,559,894	千円
年金資産	△1,690,720	千円
	△130,826	千円
非積立型制度の退職給付債務	1,460,643	千円
未認識数理計算上の差異	74,673	千円
未認識過去勤務費用	136,331	千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,822	千円
退職給付引当金	1,617,053	千円
前払年金費用	△76,230	千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,822	千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	116,850	千円
利息費用	14,703	千円
期待運用収益	△15,818	千円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	32,551	千円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△107,455	千円
その他	4,330	千円
確定給付制度に係る退職給付費用	45,161	千円

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

国内債券	1.6	%
一般勘定	19.4	%
短期資産	14.0	%
国内株式	6.1	%
外国債券	33.9	%
外国株式	12.4	%

その他	12.6 %
合計	100.0 %

(注) 「その他」は、伝統的な投資対象である株式や債券等への投資に代えて、安定的な収益をめざし金融市場の動向に左右されにくいヘッジファンド等へ投資しています。

- ⑥ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

- ⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項
- | | |
|---------------------|-------|
| 期末における主要な数理計算上の計算基礎 | |
| 割引率 | 0.5 % |
| 長期期待運用収益率 | 1.0 % |

(3) 日生協企業年金基金第1制度について

正規職員(専任職)を除く正規職員については厚生年金基金から移行した日生協企業年金基金第1制度に加入しており、要拠出額を退職給付費用として処理しています。当年度の日生協企業年金第一制度への拠出額は、19,221千円です。

なお、日生協企業年金基金第1制度の積立状況および当組合の掛金拠出割合は下記のとおりです。

① 制度全体の積立状況に関する事項			
年金資産の額	44,990,059	千円	(2021年3月20日)
年金財政計算上の給付債務の額	34,223,110	千円	(2020年3月末日)
差引額	10,766,949	千円	
② 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合	0.77	%	(2021年3月現在)

③ 補足説明

給付債務の額は2020年3月末日時点、年金時価試算額は2021年3月20日時点に表示しているため、1年のずれがあります。この差引額は、10,766百万円となっておりますが、給付債務の額は1年分が追加されるため、差引額は減少します。2020年3月末日時点の繰越剰余金は7,282百万円で過去勤務債務残高はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産発生時の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	42,423 千円
ポイント引当金	138,436 千円
未払事業税	44,663 千円
未払社会保険料	6,489 千円
減損損失	147,644 千円
減価償却超過額	139,033 千円
厚生費	1,104 千円
退職給付引当金	462,201 千円
資産除去債務	79,948 千円
その他	20,631 千円
小計	1,082,576 千円
評価性引当額	△152,658 千円
合計	929,917 千円
繰延税金負債	
建物(資産除去債務相当)	33,570 千円
前払年金費用	21,087 千円
合計	54,657 千円
繰延税金資産の純額	875,260 千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときのその差異の原因となった主要な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

必要な資金は主に事業活動によるキャッシュ・フローおよび組合員出資金で調達しています。資金運用については一時的な余裕資金を安全性の高い金融資産（定期預金・通知預金・国債・公債・譲渡性預金）で運用しています。

なお、投機的な取引は、生協法施行規則第198条に基づき行っていません。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

供給未収金に係る組合員の信用リスクは、組合員ごとの未収金管理を行い、リスクの低減を図っています。

有価証券および長期保有有価証券は、主に市場価格の変動リスクの低い地方債等を保有しており、保有状況については定期的に理事会に報告されています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月20日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。

なお、関係団体出資金（貸借対照表計上額2,152,578千円）および長期保有有価証券に含まれる非上場株式（貸借対照表計上額676千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難なため、下表には含めていません。

(単位：千円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預金	14,741,962	14,741,962	—
供給未収金	3,730,860		
貸倒引当金*	△4,567		
	3,726,293	3,726,293	—
長期保有有価証券	1,491,720	1,489,817	△1,903
短期貸付金および長期貸付金	2,082,500	2,094,654	12,154
買掛金	3,769,362	3,769,362	—

* 供給未収金に対して計上している貸倒引当金です。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- ① 現金預金・供給未収金・買掛金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- ② 長期保有有価証券に含まれる国債・公債の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっています（取引所の価格によって算定しています）。
- ③ 短期貸付金および長期貸付金の時価は、元利金の合計金額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

科目	1年以内	1年超5年以内	5年超	計
現金預金	14,741,962	—	—	14,741,962
供給未収金	3,730,860	—	—	3,730,860
長期保有有価証券	—	—	1,491,720	1,491,720
短期貸付金および長期貸付金	313,400	1,253,600	515,500	2,082,500

7. 賃貸等不動産に関する注記

当生協では、賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用に関して、対象物件は重要性に乏しいため、開示を行いません。

8. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の概要

店舗や宅配センター等の施設の一部は、不動産賃貸借契約および事業用定期借地権契約を締結しており、賃貸借期間終了における原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を不動産賃貸借期間または有形固定資産の耐用年数と見積り、割引率は算定時点における対象期間に応じた国債利回り率を使用して資産除去債務の金額を計算しています。

(3) 資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高は、次のとおりです。

期首残高	333,638 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	31,637 千円
時の経過による調整額	4,048 千円
資産除去債務の履行による減少額	△80,309 千円
期末残高	289,014 千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 連合会

これに該当する取引はありません。

(2) 連合会の子法人および会員生協

これに該当する取引はありません。

(3) 子法人等

これに該当する取引はありません。

(4) 役員およびその近親者

これに該当する取引はありません。

10. 重要な後発事象に関する注記

これに該当する事象はありません。